

【福祉用具】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
ライフケアサポート 熊本市長嶺西一丁目6番88号	メディックエムエム株式会社	平成17年1月11日

熊本県告示第327号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、牛の伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、ひな白痢及びふそ病検査を次のとおり実施する。

平成17年3月23日

熊本県知事 潮谷 義子

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ひな白痢及びふそ病の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における牛の伝達性海綿状脳症（牛海綿状脳症（BSE））の発生状況等を把握し、畜産の振興を図る。

2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施区	実施期日
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	熊本市 " 菊池市泗水町 " 西原村 山江村 あさぎり町免田 本渡市	平成17年6月14日から平成17年6月24日まで 平成17年10月4日から平成17年11月18日まで 平成17年9月26日から平成17年11月30日まで 平成18年1月10日から平成18年2月28日まで 平成17年9月5日から平成17年9月30日まで 平成17年6月6日から平成17年6月24日まで 平成17年10月3日から平成17年10月28日まで 平成17年9月26日から平成17年9月30日まで
ヨーネ病（県外導入牛）検査	県内全域	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
馬伝染性貧血検査	熊本市 竜北町 荒尾市 西合志町 合志町 阿蘇市及び阿蘇郡内全域 あさぎり町	平成17年8月23日から平成17年8月26日まで 平成17年10月3日から平成17年10月28日まで 平成17年8月22日から平成17年9月30日まで 平成17年8月22日から平成17年9月30日まで 平成17年8月22日から平成17年9月30日まで 平成17年6月1日から平成17年8月31日まで 平成18年1月4日から平成18年2月28日まで 平成17年7月25日
ふそ病検査	八代市 " 山鹿市鹿北町 阿蘇郡内全域 " 錦町 球磨村 人吉市	平成17年4月18日 平成17年8月1日から平成18年3月31日まで 平成17年6月1日から平成17年6月30日まで 平成17年5月9日から平成17年6月30日まで 平成17年9月1日から平成17年11月30日まで 平成17年4月27日から平成18年3月16日まで 平成17年5月12日 平成17年10月27日
ひな白痢検査	南関町 山鹿市	平成17年10月3日から平成17年11月30日まで 平成17年10月3日から平成17年11月30日まで
BSE検査	県内全域	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

3 実施対象家畜の種類及び範囲

検査の種類	範囲	摘要
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	実施区域内で飼養されている乳用牛及び同居牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することができる。
ヨーネ病（県外導入牛）検査	県外から導入される乳用牛	
馬伝染性貧血検査	実施区域内で飼養されている馬	

ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏
ふそ病検査	実施区域内で飼養されているみつ峰
BSE 検査	生前に中枢神経異常あるいは起立困難又は起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査は、ブルセラ急速診断用菌液と血清による急速凝集反応法により判定する。
- (2) 結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内反応法により総合的に判定する。
- (3) ヨーネ病検査は、血清を用いた酵素免疫測定法により判定する。
- (4) 馬伝染性貧血検査は、寒天ゲル内沈降反応法により判定する。
- (5) ひな白痢検査は、ひな白痢急速凝集反応法により判定する。
- (6) ふそ病検査は、蜂群について肉眼的及び塗抹標本を染色し、鏡検により細菌を検査する。
- (7) BSE 検査は、酵素免疫測定法により判定する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない理由がある時は、実施区域及び期日を変更することができる。

熊本県告示第328号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
柿の実苑 玉名市中 1115 番地	医療法人青葉会 玉名市中 1115 番地	平成17年1月4日

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター杜乃郷 宇城市豊野町巢林 445 - 1	有限会社郷 宇城市松橋町西下郷 236	平成17年2月1日
デイサービスセンター青い鳥 玉名郡南関町久重坂本 3424 番地 3	有限会社石原工業 玉名郡長洲町宮野 1298 番地 14	平成17年1月20日

〔通所リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイケアセンター柿の実苑 玉名市中 1115 番地	医療法人青葉会 玉名市中 1115 番地	平成17年1月4日

〔居宅介護支援事業所〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
柿の実苑 玉名市中 1115 番地	医療法人青葉会 玉名市中 1115 番地	平成17年1月4日
居宅介護支援事業所青い鳥 玉名郡南関町久重坂本 3424 番地 3	有限会社石原工業 玉名郡長洲町宮野 1298 番地 14	平成17年1月20日

熊本県告示第329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。